

## 監視専門調査会（第3回）議事録

1 日時 平成23年6月30日（木） 15:00～16:15

2 場所 永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

3 出席者

会長	鹿嶋 敬	実践女子大学教授
委員	家本賢太郎	株式会社クラオンライン代表取締役社長
同	大谷美紀子	弁護士
同	岡本直美	日本労働組合総連合会会長代行
同	二宮正人	北九州市立大学教授
同	畠中誠二郎	中央大学教授
同	原田 泰	株式会社大和総研顧問
同	松下光恵	静岡市女性会館館長
同	山本隆司	東京大学大学院教授

4 議題

- (1) 平成22年度男女共同参画社会の形成の状況及び平成23年度男女共同参画社会の形成の促進施策について（平成23年版男女共同参画白書）
- (2) 男女共同参画基本計画関係予算について
- (3) 男女共同参画の視点からの防災対応について
- (4) 今後の議論の進め方について

（配布資料）

- |     |                               |
|-----|-------------------------------|
| 資料1 | 男女共同参画の視点からの防災対応について          |
| 資料2 | 東日本大震災に対応した男女共同参画局の取組         |
| 資料3 | 第3次男女共同参画基本計画における成果目標／参考指標の動向 |
| 資料4 | 今後の議論の進め方について（案）              |

5 議事録

○鹿嶋会長 それでは、会議を始めたいと思います。まず、本日の議題に入る前に、前回の会合で議論いただきました女子差別撤廃委員会の最終見解のフォローアップに関する現在の状況について、事務局から説明をお願いします。

○金子推進官 フォローアップの報告書についてでございますけれども、前回の監視専門調査会で御議論いただきましたことに加えまして、6月17日に「聞く会」と称しておりますが、一般の方々からの御意見も伺ったところでございます。

こうした御意見を踏まえまして、現在、関係省庁とも相談をしながら本年8月の提出に向けてフォローアップ報告を準備しているところでございます。報告書がまとまりましたら国連に提出いたしますけれども、提出に合わせまして外部に公表する予定でございます。その公表のタイミングで監視専門調査会の委員の先生方にも

速やかに報告書をお送りしたいと思っております。

この報告書を国連に対して提出いたしますと、女子差別撤廃委員会で審査の場が設けられまして御意見等をいただくことになると思っておりますけれども、そういった動向を含めまして監視専門調査会の委員の先生方にも、速やかに御報告いたしたいと思っております。以上でございます。

○鹿嶋会長 私どもの監視専門調査会で前回議論しましたのは、フォローアップにかかる民法改正問題とポジティブ・アクションですが、特に民法改正問題については男女共同参画会議の場において、私の方から監視専門調査会の意見として選択的夫婦別氏制度を始めとする民法改正が必要であるということを要請することになっております。

ただ、残念ながら今のところまだ男女共同参画会議は開催されておられませんし、予定も聞いておりません。開催が決定され次第、委員の皆さんの意見を踏まえながら、この調査会の意見を閣僚の皆様へ申し上げたいと思っております。

報告書提出後の女子差別撤廃委員会の動向についてですが、この前の林弁護士の報告によりますと日本の審査は大体今年10月頃ではないかということでしたが、その情報についても事務局から説明があるということは今、金子推進官の方から聞きましたので、本調査会としては引き続き注視していきたいと思っております。

また林弁護士は前回の専門調査会で、この監視専門調査会を設けたこと自体、特筆すべきものであるという大変心強いことを言っていただきましたので、政府報告書の中には監視専門調査会を設けたことにより、民法改正を始め政府の施策を注視していく体制が整ったということ、是非書き込んでいただきたいと思っております。

それでは、本日の議題に入ります。まず本日の議題の1つ目と2つ目は内容が関連しておりますので、併せて行います。

議題の1つ目は平成22年度の男女共同参画社会の形成の状況及び平成23年度男女共同参画社会の形成の促進施策、いわゆる平成23年版の男女共同参画白書についてです。議題の2つ目は男女共同参画基本計画の関係予算についてです。

それでは、事務局の方から説明をお願いします。

○中垣調査課長 それでは、23年版男女共同参画白書について御説明いたします。今後、監視専門調査会で、現行の第3次男女共同参画基本計画の推進状況のフォローアップについて監視していく際にも、白書を御活用いただけるものと考えますので、何が書かれているのかということをお今日は簡単に御説明いたします。

資料ですけれども、ピンクのファイルで「参考資料」というものがございます。その3つ目が白書の概要、4つ目が白書でして、これに基づいて御説明させていただきます。

まず3つ目の薄い概要版をご覧ください。1枚おめくりいただきますと、そもそ

もこれが何であるかということが書いてございます。平成 22 年度の男女共同参画社会の形成の状況、すなわち昨年度どのようなことがあったのかということ、及び平成 23 年度の男女共同参画社会の形成の促進施策、今年度何をするのかをまとめたもので、男女共同参画社会基本法に基づく法定白書でございます。右側のページに書いてありますとおり、題名も、通常は平成 23 年版男女共同参画白書と簡単に言うておりますけれども、平成 22 年度の形成の状況と、平成 23 年度の形成の促進施策という題名が正式なものでございます。

構成につきましては下に書いてあります目次をご覧ください。まず平成 22 年度につきましては第 1 部と第 2 部に分かれてございます。第 1 部は「男女共同参画社会の形成の状況」ということで、近年の、特に昨年度の男女共同参画社会の形成の状況がどうなっているのかということ、グラフなども用いまして御説明しているところでございます。そして、第 2 部のところでは平成 22 年度に講じた施策、つまり昨年度、何が行われたのかということを書いているところでございます。

この中で後ほどご覧いただきますけれども、「はじめに」というところで 22 年度、昨年度を簡単に概括的に振り返っております。さらに、第 1 章から第 13 章という項立てになっておりますが、これは昨年までいきていた、平成 17 年に閣議決定された第 2 次の男女共同参画基本計画の項立てに沿ったものでございます。第 1 章では全体的な話が書いてございまして、2 章から 13 章までが第 2 次計画の具体的な分野の構成になっているところでございます。

もう 1 枚おめくりください。目次の左側後半部分ですけれども、「23 年度男女共同参画社会の形成の促進施策」ということで、今年度何をやるのかというのが書いてございます。ちなみに前のページの 22 年度の部分については全体が 13 章であったのに対して、23 年度の部分におきましては全体が 16 章に増えております。これは何かといいますと、昨年 12 月に閣議決定されました第 3 次男女共同参画基本計画で、第 2 次計画と比べて重点分野が全部で 3 つ増えたことによるものでございます。

具体的には第 4 章に書いてございます男性・子どもにとっての男女共同参画というのが新しい分野でございます。第 8 章の貧困など生活上の困難に直面する男女への支援というところも新しい分野でございます。更には第 2 次計画では一番最後に新たな取組を必要とする分野ということでまとめて書いてありましたものを、第 13 章で科学技術・学術、第 15 章で地域・防災・環境・その他というふうに、2 つの分野に分け、特記したものでございます。

なお、1 点付け加えれば、第 9 章が高齢者・障害者・外国人等となっておりますけれども、この中の障害者・外国人というのは、3 次計画において新たに重点として特記させていただいた分野でございます。

もう一度お戻りください。目次の 1 ページ目では形成の状況というものの中に

「特集編 ポジティブ・アクション」というものがございます。これは毎年、特にそのときの大事な事柄について特集を組んでいるところですが、今年の特集編はポジティブ・アクションでございまして、これについては後ほど担当の藤澤から御説明させていただきますので、私からはこれ以外の部分についてざっと御説明したいと思います。

御説明に当たりましては白書の概要ではなく、もう一つ厚い方の白書本体をご覧ください。グラフについて幾つかかいつまんで御説明をしたいのですが、50ページには 1-1-15 図というものがございます。これは各分野におけるいわゆる指導的地位に女性が占める割合を示した棒グラフでございまして、一番右の薬剤師を除いて非常に女性の占める割合が一般的に低いという状況が、簡単に見てとれるグラフでございまして。

そのページの右側をご覧ください。1-1-16 表ですけれども、HDI、GII、GGI という3つの指標について我が国の順位が載っております。

一番左の HDI は国連で出しているものですが、男女に関わりなく、そもそも人口全体の寿命がどうなのか、知識がどうなのか、一人当たりの所得がどうなのかということから算出しているものでございまして、これで見ますと日本は 11 位でございます。

次に真ん中の GII、これも国連が出している指標ですけれども、男女の不平等を表す指標ですが、具体的な構成項目が例えば妊産婦の死亡率であったり、男女別の中等教育以上の教育を受けた人の割合であったり、男女別の労働力人口等で構成されておまして、これでも日本の順位は 12 位でございます。

ところが、一番右側の GGI、これは世界経済フォーラムが算出した数字でございまして、これですと日本は 94 位になります。これはなぜかといいますと、日本では女性の政治経済分野における活躍状況が必ずしもまだ十分ではない、要は左側の 1-1-15 図に表されるような状況があるからだと考えられております。

56 ページをご覧ください。一方で女性がどのような経済状況に置かれているのかということをお示しを 1-2-5 図で申し上げます。一番左側の棒をご覧ください。緑がプラスに立っていて、オレンジがマイナスです。何かといいますと、平成 14 年から 22 年までの間に女性の雇用者数は 150 万人以上増えています。一方で男性の雇用者数は減っているということでございます。なぜこういうことが起きるかといいますと、一番右側の医療福祉のところをご覧ください。医療福祉のような女性の雇用が多い分野の雇用が今、成長している。それに対して、どちらかという男性の雇用が多い分野では雇用者が減っているということでございまして、これは一過性のものというよりは、産業構造の転換そのものを反映したものではないか。つまり産業構造の変化が女性の活躍の追い風になっているのかということをお示したグラフでございまして。

右側の 1-2-7 図をご覧ください。働き方がいろいろ変化しておりまして、これは非正規社員の比率でございますけれども、皆さんよく御案内のとおり、男女とも非正規雇用の割合が増えております。概して女性が高いのですけれども、右側の男性の欄でいきますと赤いポツポツ、つまり 15～24 歳、いわゆるフリーターと言われるような若い男性の非正規化が今、進んでいるということが現象としてございます。

64 ページの 1-2-18 図、これは赤い線が片働き世帯、いわゆる専業主婦世帯の数の推移、青い線は夫が雇用者である場合の共働き世帯の推移でございます。1990 年代に片働き世帯の数に共働き世帯が大体追いつき、その後、どんどん共働き世帯の方が多くなっているという状況が見てとれるわけでございます。

66 ページ 1-3-1 図はいわゆる人口ピラミッドと言われるものですが、上が 2011 年、下が 2055 年でございます。御案内のとおり、下の方をご覧くださいますと 2055 年には高齢者の割合が非常に高くなりまして、高齢者が全人口に占める比率が 40%になるということで、現役世代の負担というのは大きくなると考えられます。

更に 70 ページをご覧ください。1-3-3 図でございますが、これは女性の年齢別の労働力率でございます。この中の赤い線が日本でございます。日本の女性の労働力率は 30 代後半を底とする M 字カーブを描いている。そのようなカーブを持っているのは今では韓国などでありまして、欧米諸国では M という形は今はずしもないということなのですけれども、あえて 1 つ付け加えさせていただきますが、30 代後半で働くのを辞める方たちというのは、多くの場合、結婚や子育てという理由で辞めているわけですが、その中で聞いてみますと全体の 342 万人の方が、できれば働きたいとおっしゃっておりまして、人口が減少する中で女性の活躍を増やしていくというのは日本にとって喫緊の課題だということが、改めて見てとれるわけでございます。

最後になりますが、104 ページ左側の 1-8-2 図をご覧ください。高等教育の在学率でございます。高等教育というのは高校を卒業してから行く、大学であったり大学院であったり、専門学校などにも入る者があるわけなのですけれども、そういうところへの在学率ですが、ぱっと見てお分かりいただけるとおり、日本の高等教育の在学率は必ずしも高くありません。特に女性の 54.4 という数字は非常に低いというような状況があります。以上が駆け足で見ていった最近の状況です。

次に 111 ページをご覧ください。22 年度に講じた施策を取りまとめて振り返ったページでございます。ここで簡単に昨年度というものを男女共同参画の観点から見えております。

一番最初に書いてありますのは、「平成 22 年度は、男女共同参画社会の形成の促進に向けて、国内的にも国際的にも、様々な取組が行われた重要な一年であった。」ということでございます。その理由といたしまして、1 つには実効性を重視した「第

3次男女共同参画基本計画」が策定されたということがございます。

更に次のパラも読ませていただきます。「策定に向けて男女共同参画会議において様々な角度から議論が行われたが、その結果、「男女共同参画社会基本法施行後10年間の反省を踏まえ、実効性のあるアクション・プランとする」ことが策定に当たっての基本的考え方とされた。」ということでございます。このことは我が国における男女共同参画の現状がまだ道半ばであることを表していると言われてございます。

そこで右側に目を移していただいて、5行目でございますが、「こうした議論を踏まえ、第3次男女共同参画基本計画では、できる限り具体的な数値目標やスケジュールを設定するとともに、その達成状況について定期的にフォローアップを行うための監視機能の強化等も盛り込まれており、政府一体となって男女共同参画社会の実現に取り組むこととしている。」と書かれております。まさにこの監視専門調査会で御議論いただいていることは監視機能強化そのものでございます。

最後に210ページをご覧ください。資料4がでございます。これは、平成23年度男女共同参画基本計画関係予算額の推移でございます。男女共同参画推進の見地から、当面特に留意すべき事項について第3次計画の15の重点分野と総括的な推進体制という分類で取りまとめたものでございます。そのため左側の主要事項を見ていただきますと、第1分野云々とずっと書いてあるところでございます。全体的にどうなったのかという結論は、212ページの表の一番最後の総合計という欄をご覧くださいますと、平成23年度当初予算額が6兆7,000億円ということで、平成22年度の当初予算額の6兆1,000億円よりも約6,000億円増えていることが分かります。増えている理由は、この中に含まれております子ども手当が5,200億円増えていることによるものでございます。その子ども手当はどこに含まれているかと言いますと、210ページの第5分野の(2)でありまして、「多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援」という項目の中に、含まれているところでございます。

全体の中でどこの分野が一番大きいかと言いますと、211ページの第8分野でございます。第8分野というのは「高齢者・障害者・外国人等」というところなのですが、ここが全体の43%を占めております。これは介護給付費の国庫負担額が2兆2,000億円あることによるものでございます。

次に217ページに飛んでいただきまして、資料7-1は「第3次男女共同参画基本計画における成果目標の動向」ということで、第3次男女共同参画基本計画では実効性を重視するというので、82の成果目標を設けております。その最新値についてここに書いてございますし、222ページには資料7-2として、「第3次男女共同参画基本計画における参考指標の動向」ということで、目標値は設けていないものの、フォローアップしていくことが重要であるという161の指標について最新値を掲載しているところでございます。そして資料7-1、7-2の数字につきましては

本監視専門調査会の席で、毎回最新値を席上で御報告させていただいているところでございます。以上でございます。

○藤澤推進課長 推進課の藤澤と申します。特集編について御説明させていただきます。

白書の特集編は今回初めてポジティブ・アクションを取り上げました。概要編の方をご覧いただければと思います。概要編のうち特集部分が占めるのは最初の 11 ページまででございます。ポジティブ・アクションは御承知のとおり前回この専門調査会でも御議論いただきましたが、この夏までに CEDAW に報告することが求められているフォローアップ事項の 1 つでもございます。

1 ページ目をご覧ください。ポジティブ・アクションについて冒頭ちょっと書いてございます。改めて申し上げるまでもないとは思いますが、第 3 次男女共同参画基本計画でも、このポジティブ・アクションは「社会のあらゆる分野において、2020 年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも 30% 程度になるよう期待する」という目標達成に向けた取組を推進するために、喫緊の課題だということで掲げております。この白書の特集編では以下その国内外のポジティブ・アクションを分野ごとに概観し、分析するとともに、具体的な好事例を幾つか御紹介しています。この特集編の内容を広く情報提供して、いろいろな方々や団体にこの取組例を是非参考にさせていただいて、具体的な取組が加速されるようにという趣旨で今回、ポジティブ・アクションを特集編として取り上げております。

特集編の構成は大きく 3 つに分かれてございまして、第 1 節がポジティブ・アクションの概念、第 2 節が海外のポジティブ・アクション、第 3 節が国内のポジティブ・アクションについてという構成になっております。

第 1 節の「ポジティブ・アクションの概念」については、1～2 ページにわたって書いてございます。このポジティブ・アクションについてもいろいろな整理の仕方があると思いますし、概念の幅というのもいろいろ考えられるのですが、白書ではポジティブ・アクションの対象者も、措置が講じられる期間も幅広くとらえまして、例えば措置の内容に着目しますと 2 ページの真ん中より少し上の第 2 節のすぐ上の部分に書いてございますように、一定の人数や比率を割り当てるクォータ制のほかに、一定の目標、達成までの期間の目安を示して、その実現に向けて努力する手法であるゴール・アンド・タイムテーブル方式、あるいは女性を対象とした応募の奨励、研修、環境整備といった措置、両立支援、子育て支援、最後の(エ)というのは一般的に男女相互を対象とすることが多いと思いますが、そういうものをすべて含めてポジティブ・アクションととらえて、この白書では整理をしております。

第 2 節が「世界のポジティブ・アクション」ということで、細かく言いますと政治分野のほかに行政、経済分野、科学技術・学術分野の 4 つを取り上げているのですけれども、特にこの特集編では政治分野について紙面を割いて大きく取り上げて

おります。後でグラフをご覧いただければと思いますが、女性議員の比率を見ると日本は国際的に見てもかなり相対的に低い位置付けであります。一方で海外では政治分野においてかなりの国でポジティブ・アクションが行われていること、3次計画でも初めて政治分野を取り上げたこともありまして、政治分野を中心に取り上げているところ です。

2 ページ目の第2節の部分、1(1)をご覧いただけますでしょうか。今年3月末現在で見ますと、国政レベルでクォータ制を導入している国は87か国ございました。クォータ制も幾つかに分類できると思うのですが、この白書では3つに分けてございます。それが点線で書いてある部分で、1つが議席割当制で、憲法または法律によって議席の一定数を女性とする制度で、これはアフリカなどを中心に17か国で導入されています。

もう一つが候補者クォータ制。これは議席そのものではなくて、候補者名簿の一定割合を女性が占めるようにすることを憲法あるいは法律で定める制度で、34か国で導入されています。

最後は政党による自発的なクォータ制ということで、これは候補者の一定割合を政党が自主的に党規則などによって女性とすることを定める制度で、52か国が導入しています。ただ、この中には併せて候補者クォータ制などを導入している国もありますので、トータルで、何らかのクォータ制を導入している国ということでカウントすると、87か国になります。

先ほど日本では国会議員における女性比率が非常に低いと申し上げましたが、世界の中で日本の位置付けを見ていただくと、3ページ目の第1図になります。日本が2010年と言うと一番下に位置付けられているオレンジの線でございます。赤い線のスウェーデンあるいは緑のノルウェーなどを除くと、1990年頃までは大体ほかの国、日本も含めてですけれども、5%前後で固まっていた感じがするのですが、95年以降だんだん格差が広がってきまして、日本も2005年の時点では韓国に追い抜かれ、2010年は11.3%ということで、ここで掲げている国の中では一番低くなっています。2ページ目の一番下に書きましたけれども、3月末現在186か国の中で見ますと121位というランキングになっております。

3ページ以降は日本よりも国会議員の女性比率が高い国、第1図に書いた国において、女性比率の推移と併せて、それぞれの国でどういうクォータ制が行われているかというのを示した図を紹介しております。

ちなみにスウェーデンからノルウェー、ドイツ、イギリスまでが先ほどの3つに分類したクォータ制で見ますと、政党が自主的に取り組んでいるクォータ制をとっている国です。フランスと韓国は、法令によって候補者について一定の割合を女性にするクォータ制を定めている国になります。

クォータ制などのポジティブ・アクションと、この女性比率との因果関係を厳密

に分析できているわけではないのですけれども、やはり取組を行っていることと、割合が高まっているということは、かなり関係があるのではないかと考えております。

6 ページにまいりまして、3 番に「経済分野におけるポジティブ・アクション」という部分を載せております。法律によって個々の企業に取締役会の構成メンバーについて、男女双方が一定の割合以上になることを求めているクォータ制を導入している国が6 か国ございまして、それぞれの国においてどのような仕組みになっているかというのを7 ページの第8表で載せております。国営企業を対象としたり、一定人数以上の上場企業を対象としている国が多いのですけれども、一方でノルウェーのように国営企業のほか、一定規模以上という制約を付けずに、株式会社全般に対して措置を求めている国もございまして。

7 ページの第3節では、「我が国におけるポジティブ・アクション」ということで関係府省、私どもも含めてポジティブ・アクションについての施策を紹介しております。時間も余りないので詳細は後でご覧いただければと思いますけれども、9 ページ(2)で「国家公務員の採用・登用に向けた取組」ということで、各府省それぞれ「女性職員の採用・登用拡大計画」を策定して、そこで定める目標の達成に向けて取組をしっかりとやるということのほか、外務省、財務省、警察庁など独自の取組をしているところもありますので、その紹介もしております。

(3)の「公共調達関係」では、昨年度は内閣府で5つ、文部科学省で1つ、厚生労働省で4つ、合計10の事業において、男女共同参画やワーク・ライフ・バランスに取り組む企業を、積極的に入札において評価いたしました。

10 ページ、国あるいは地方公共団体以外による取組ということで、ここでは全部アルファベットで匿名化しておりますが、政治、司法、企業あるいは研究分野ということで、それぞれの分野で好事例と思われるものを幾つか紹介しております。特に10 ページの政治分野ではA政党、B政党ということで紹介しておりますが、日本でもA政党のように党内に基金を設けて、女性の新人候補者に対して支援金を支給している政党や、B政党のように党則でクォータ制の原則を明記して、党の役員や議決機関に最低1名は女性が含まれるようにすることについて努めている政党もございまして。

11 ページ、第4節で「おわりに」としてありますが、冒頭に申し上げましたように、そもそも今回の特集編でポジティブ・アクションを取り上げたのは、ここでいろいろな取組を紹介することで、是非広くそれぞれの分野でポジティブ・アクションに取り組んでもらいたいという思いも込めているものなのですが、私どももそういう白書を通じての情報提供とともに働きかけを強化していきたいと思っておりますし、併せて基本問題・影響調査専門調査会の方でも検討していただいておりますが、ポジティブ・アクション推進のための方策についても更に検討を進めていき

たいと思っております。以上です。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

平成 23 年版の男女共同参画白書の概要について紹介してもらいました。今、藤澤推進課長から説明があったポジティブ・アクションについては、紹介がありましたように基本問題・影響調査専門調査会の中のポジティブ・アクションのワーキング・グループの中で議論されています。ここではそうした議論の中での知見も含めて、日本あるいは世界のポジティブ・アクションがどうなっているかということを書いていると思います。

何か質問、御意見があればお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○大谷委員 質問ですが、先ほどの各国におけるポジティブ・アクションの取組の説明の中で、その因果関係、特にクオータ制の導入と効果については、これから研究されるとおっしゃったかと思いますが、グラフ等を見ますと明らかにそれが影響を及ぼしているような感じがいたします。因果関係の研究の結果を踏まえて日本でそういう制度の導入は可能かということについては、ポジティブ・アクションのワーキング・グループで検討されるのでしょうか。

○藤澤推進課長 今回の白書では、女性比率の推移と、いつどういうクオータ制が行われたかという事実を載せておりますが、おっしゃるような関係があるのかなという印象は持っております。

政治分野のポジティブ・アクションについては、その点も含めて今は基本問題・影響調査専門調査会のポジティブ・アクション・ワーキング・グループでも議論いただいているところです。夏に中間取りまとめを行う予定ですが、今後年度後半に、ポジティブ・アクションの推進のためにどういうテーマで御議論いただくかということも含めて、今、ワーキング・グループで御議論いただいているので、今この時点で引き続きポジティブ・アクション・ワーキング・グループでやりますとは申し上げられませんが、それは 1 つの課題だと我々は思っておりますので、もう少し勉強していきたいと思っております。

○畠中委員 質問ですけれども、ポジティブ・アクションで、我が国の憲法を前提にすれば、私の理解では我が国では政党による自発的なクオータ制しかできないのではないかと思いますのですが、これをどうしろと言っているのですか。憲法を改正しろと言っているわけですか。

○鹿嶋会長 まだそういう議論まで行っていませんし、前回は申し上げたと思うのですが、男女共同参画基本計画はあくまで行政のアクションプランですから、そういうところまで踏み込んでいくことが OK なのかどうかという議論も含めて、それはまだ答えが出ない問題でして、これからも課題と言ってもいいかもしれません。

○二宮委員 意見ですが、白書の 47～51 ページにかけての、いわゆる女性の参画に関して「国際的に見ても低い水準にある我が国の状況」というところで、先ほど

1-1-16 の表について御説明いただいたのですが、この点について GGI などを紹介して日本の状況などを説明されている点などは、高く評価できると思います。

ただ、GII でジェンダー不平等指数の説明のところ、これまでは国連開発計画の方で GEM など、いわゆるエンパワーメント指数などが出ていて、かなり GGI に近い格差状況が示されていたのですが、それが今年度から GII に一本化されていて、いわゆる日本の国の順位としては 12 位という形でほぼ遜色ないような数値に変わってしまっている。この読み方をできれば解説してほしい。その意味で言うと各国の状況は 0.174 から 0.534 までちらばっているのですが、基本的には 0～1 で振られていて、0 に近ければ男女間の格差はない、平等状態である。日本が 0.273 ということは、人間開発の達成に対し、ジェンダー不平等による国レベルの損失が 27%あることを意味している。こういう数値の読み方なども一緒に示していかないと、単純に 12 位という数値が独り歩きしてしまうと、かなり社会には誤解を与えてしまうのではないかと懸念されます。

○中垣調査課長 貴重な御意見をどうもありがとうございます。

○鹿嶋会長 UNDP が GEM をやめて、日本の順位が上がるような調査項目で構成する GII を採用したため、日本の順位が上がったのであって、急に男女平等が進んだわけではないということは書いていないのですか。

○中垣調査課長 今回の白書では書いておりません。

○鹿嶋会長 日本の順位が急に上がったのは、UNDP の方針が変わったというだけの話です。

○中垣調査課長 絶対値の示す意味などについてもという理解でいいですか。

○鹿嶋会長 そうですね。

○中垣調査課長 分かりました。

○鹿嶋会長 それでは、続きまして 3 つ目の議題ですけれども、男女共同参画の視点からの防災対応につきまして、事務局から説明をお願いします。

○吉田補佐 男女共同参画局総務課で総括補佐をしております吉田と申します。

東日本大震災に際し、男女共同参画の視点からの対応を進めておりまして、その担当補佐をしております。今日は、なぜ防災の分野、とりわけ今回の震災への対応について男女共同参画の観点からの取組が必要なのか、男女共同参画局としてどのような取組を行っているか説明させていただきたいと思います。

まず、説明に先立ちまして、東日本大震災で亡くなられた方に心からのお悔やみを申し上げますとともに、被害に遭われた方にお見舞いを申し上げます。

今回の大震災につきましては、被害が地震被害、津波被害、原発被害ということで複合的であり、範囲も大きく、甚大であるという特徴があります。その結果、ライフラインの復旧、物資輸送、瓦れきの処理、さらには原発対応も含めて、多くの課題が、被災地の方に、そして政府に突きつけられていると思います。

そうしたたくさんの課題の中で、「男女共同参画の視点」という観点から、我々はアプローチしています。「男女共同参画の視点」というのは、男性だから、女性だからということで不利益な扱いを受けるようなことをなくしていこう、一方で男女の違いに配慮していこうという視点です。男性も女性も同じように意欲と能力に応じて活躍できる社会をつくと同時に、男性や女性の置かれた立場の違いに配慮することによって、優しい社会をつくっていくというのが男女共同参画社会の目指す姿だと思っています。

今回の震災の対応で男女共同参画の視点から、様々な問題が浮かび上がっています。その背景として、防災の取組に女性の視点が足りないことが挙げられます。例えば、震災直後、避難所に生理用品がないとか、おむつや粉ミルクがないということが起きました。粉ミルクは乳児の食事そのものです。また、粉ミルクは置いてあるけれども、それを飲ませるためのほ乳瓶がないとか、それを溶かす水がないとか、そういう避難所の備蓄の問題が1つあります。政府の側で被災地に食料などいろいろな物資を送るときに、最初はこうした物資が入っていなかったりしました。女性や子育ての視点が抜けていることから、対応ができていなかったという問題があります。

さらに、プライバシーなどに配慮した避難所運営が十分にされていないことから、例えば、授乳や着替えをするための場所がないため、女性が、布団の中で周りの目を気にしながら着替えざるを得ないとか、男女別のトイレがないために、女性にとってはいつ男性がノックするかもしれないというプレッシャーもあるとか、夜、暗い中トイレに行くのが怖いので我慢して体調を崩すということもあります。また、生理用品や女性用の下着がやっと届いても、なぜか男性が配っているので、女性が下さいとは言いにくいとか、女性用の物干し場がないので下着が干せないとか、夜になって近くの公園まで洗いに行くとか、そういういろいろな問題があると聞いています。

さらに、女性だからということで、当然のように「炊事は女性の仕事」とされてしまい、朝6時から夜8時までずっとご飯をつくったり、子どもの面倒などを見たりするという、そういった固定的な性別役割分担というのが、まさに防災の現場で強化されてしまっている。

一方で、停電で真っ暗になる中、治安の問題ですとか、女性に対する暴力の問題も懸念されます。避難所での生活であれば周りの目もありますが、仮設住宅などに入ると周りの目もなくなる。やはり男性も女性も、家や仕事を失って将来の不安からどうしてもイライラして不満が溜まることもあります。そういったものがDVという形で跳ね返ってくることも懸念されます。

そういった様々な悩みを女性は抱えているが、なかなか言うことができないし、それが解決できない。その背景にあるのが、女性の視点が入っていない、女性への

配慮が足りないということだと思います。もちろん、避難所の方も一生懸命取り組まれているけれども、災害の被害が大きく、そこまで手が回せていないという面もあるかとも思います。ただ、やはり、今まで防災というのはどちらかというと男性が中心でやってきました。内閣府の防災の部局を見ても約 60 人の職員のうち、女性が 2 人ぐらいですし、特に災害対応を担う場合には地方自治体の自治会が中心になりますけれども、そこでは自治会長の 96% 近くを男性が占めています。自治会長だけではなくて、自治会の組織自体も男性だけで成り立っているのが、多くの場所で見られるような現象だと思います。自治会や地域コミュニティなど、女性が運営にきちんと関わっていて、そういった女性の声がかみよく集約され、こういうものに困っているのだというのがあれば、避難所運営者の方からきちんと市町村などに声が届けられて、実際に物資が届いたりするのですけれども、なかなかそういった機能がうまくいっていない。地域コミュニティなどで、女性の参画が、男女共同参画が進んでいないというのが、避難所での暮らしでの問題として顕在化しているのではないかと考えています。

こうした問題について、政府としてもいろいろ取組を進めてきてはいます。それを資料 1 で簡単にパワーポイントにまとめております。阪神・淡路大震災のときにかなりこういった問題が出てきて、平成 16 年に中越地震が起きたときに、当時の防災担当大臣が女性の視点が大事だということで、男女共同参画局の職員を現地に派遣して新潟県等で女性の相談窓口を設置して、悩みを聞くとともに女性のニーズを把握し、問題を解決していくという仕組みをつくったところから始まります。

こうした活動に基づいて提言をまとめまして、防災部局の方に話をして、政府の方で防災基本計画という防災のマスタープランがあるのですけれども、それに男女共同参画の視点を入れるとともに、平成 17 年 12 月に閣議決定された第 2 次男女共同参画基本計画においても、防災分野を新たに取組むべき課題の 1 つとして盛り込まれたところです。

2 ページにありますように、その後、防災基本計画では具体的にはそういった男女のニーズの違いや、男女双方の視点への配慮など、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立、また、避難の長期化等に応じてプライバシーの確保や、男女のニーズの違いに配慮していかなければならないということが盛り込まれたところです。

国の防災基本計画に沿った形で地方の防災計画というのが都道府県、市町村でつくられ、それが現場で運用されていくというのが理想的です。しかし、総務省でも通達等を出しており、地方自治体の防災計画に男女共同参画関係の内容も実際に入っていますが、それがなかなか現場まで浸透していないという現実があります。

3 ページにありますように、第 3 次男女共同参画基本計画において、「地域、防災・環境、その他の分野における男女共同参画の推進」という重点分野を定め、初

めて防災を重点分野の1つに決めました。施策の方向についても書いているのですが、けれども、防災というのは予防から始まって災害が起こったときの応急、その後の復旧、元の状態にライフラインを戻す、そして町を戻していく、新たな町を作っていくという復興のプロセスをきちんと回していくことが大事なのですが、その復興を含めてきちんと災害の対応というものをやっていかなければならないということ、基本計画として閣議決定して、政府全体の方針として決めております。

こうしたこれまでの経緯もあり、3月11日に東北地方太平洋沖地震が起きましたけれども、3月16日には、女性や子育てのニーズを踏まえた災害対応を文書にまとめて働きかけを行っています。実は、輸送物資できちんとうこういうものを入れてくれという働きかけは、14日の月曜日から行っていたのですが、文書という形には、初めて16日にまとめました。

その内容としては、例えば生理用品や粉ミルク、離乳食などを避難所で提供してください、きちんと更衣室や男女別トイレ、女性や子育てに配慮した避難所を設計してくださいということなどです。

例えば私にも子どもがおりますけれども、やはり子どもが泣く声を聴くとイライラしますし、ストレスもたまります。被災地でどういうことが起こっているかという、小さい子どもがいるとか、もしくは障害者を抱えた親などは、避難所で暮らすことができないということで、危険がある中、被災した家に戻ってしまう。避難所での生活でストレスを感じるぐらいだったらその方がいいということで戻ってしまいますが、余震も続く危険な状況であり、また避難所だったらまだ食料が届くけれども、退避した家には食料が届かないという問題もあります。

そういうことを考えますと、子育て家庭が、できれば1か所に集まるとかすればお互いに助け合えますし、子育てなどに関する有用な情報交換もできますし、赤ちゃんが泣いてもお互い様である程度許せるところもあるということで、そういった配慮をしてくださいということも文書に入れております。

また、大事なことは、避難所において女性のニーズを反映できる運営が行われるということであり、女性を避難所運営の場に入れてください、避難所運営に女性の声を反映してくださいということも盛り込みました。そして、この文書を国の災害対策本部や、そこを通じて地方自治体の災害対策本部ですとか、男女共同参画の関係部署の方に流して取組をお願いしました。

また、仙台市にある政府の現地対策本部に男女共同参画局からほぼ継続的に職員を派遣し、女性の視点から見たニーズの拾い上げ、さらには、取組の働きかけ等を行いました。

女性がいろいろ悩みを抱えていても、なかなか避難所の中では言えないという問題もありますので、女性の悩み相談や暴力被害者の支援などのための窓口を周知したり、今、岩手県でまず先行的に取り組んでおりますが、現地の男女センターと県

や盛岡市と一緒にあって、電話相談窓口を設けるだけではなくて、避難所の中に実際に入って行って、そこで悩みを聞くという相談サービスを行っていきまして、今後、そのような取組を広げていきたいと思っています。

そうした取組に加えまして、こういういい事例がありますと紹介したり、こういう取組がうまくいっているのだから、やってみてはどうでしょうかという形で働きかけを行う方法をとっております。

それが、資料1の5ページにあります「壁新聞」という内閣広報室が行っている取組です。きれいなレイアウトで情報をまとめて、避難所の壁に貼り出すというもので、国からのお知らせやメッセージを、できるだけ住民目線で伝えようというものです。その中で、女性・子育て中の方へのお役立ち情報、避難所運営のヒントという形で、例えば女性専用スペースやプライバシーのための仕切りを作りましょうとか、生理用品を配るのは必ず女性が担当するようにしましょうとか、よい取組をしているところを紹介しています。

1つの好事例を紹介したいと思います。宮城県の登米市では、女性の男女共同参画の推進員の方がいまして、避難所の運営は男性がやっているのですが、避難所で女性リーダーズ会議というものをつくりまして、女性から上がってくる声を集約して、それを週に一度、本体の運営会議の場にぶつけて取組をやってもらっている。避難所生活が長引くにつれてニーズも広がって来ますので、例えば基礎的な化粧をできるようにしたいといったニーズを出して、それを実現するという取組をやっています。我々としては、そうした事例を紹介することで、何とかほかのところでも真似をして行って、避難所運営の改善につなげていってほしいと思っています。

内閣府男女共同参画局の方で行っている被災者支援の取組としては、以上のようなことを行っておりますが、例えば警察庁も今回女性警察官を派遣して避難所を回ったりですとか、女性自衛官もかなり現地で女性に何か足りないものはないか話を聞いて、提供したりですとか、妊産婦、乳幼児の支援ということで厚生労働省が健康面のケアを行ったり、違う地域に避難したときに母子手帳がないとか住民票がないから、引っ越した先で妊婦としてのサービスが受けられないことのないように通達を出したりですとか、そういった支援を各省庁で行っております。政府全体で、女性被災者支援のためにどのような取組を行っているかについても、男女共同参画局でまとめて、資料2のように公表しております。

これまでの取組を大まかに説明しましたが、先ほど申し上げたように、応急対応だけではなくて、災害というのは今後の復旧ですとか復興というものが大事です。例えば仮設住宅に移るフェーズですとか、そういったフェーズに応じて女性の視点というのをきちんと打ち出すとともに、強い経済社会をつくるために女性の活躍を応援していくことが肝要です。阪神・淡路大震災のときには NPO 法のきっかけに

もなったように、復興の過程で女性が地域の課題解決のためにどんどん活躍して、地域をよくする活動を行っていました。そういった例を踏まえて、コミュニティビジネスですとかソーシャルビジネス、また、東北地方は農業が盛んな地域ですので、農林水産業、農業の6次産業化ですとか、そういった女性が既に活躍している分野や活躍しやすい分野ですとか、普通の雇用についてもそうですけれども、様々な分野で、できるだけ女性が活躍できるように我々としても今後、復興の過程で取組を進めていこうと思います。

おそらく、基金をつくるという動きがあると思いますので、そういったところに女性も使いやすいようにというのと、女性の側でもそういうものがあるからどんどん使って頑張っていきましょうということが大事だと思います。そのため、男女局としても、例えばアドバイザーを派遣したり、シンポジウムを行って勉強したりといった機会を提供していきたいと思っています。

また、今回の災害でいろいろな問題があるとは聞いているのですけれども、一度体系的に男女共同参画の視点から何が問題があったのかというものをまとめた上で、今回の災害対応に加えて、今後の防災につなげていかないといけないと思っております。今後徐々に落ち着いていく中で、男女共同参画の視点からどういった問題があったのか、どういう取組が本当に現場でよかったのか、課題や好事例を検証して今後の防災にいきるよう、工夫していきたいと思っています。

例えば、男女共同参画センターでは、岩手や宮城の方で女性に対するいろいろな物資を運ぶですとか、下着を洗濯するというサービス等を通じて女性とコミュニケーションをとりながら、心のケアにつなげたり、ニーズを把握するというをやっております。このため、例えば男女共同参画センターではどういった活動をして、それがどうよかったのかですとか、そういう好事例をどんどん拾い上げるとか、あとは男女共同参画センターだけではなくて、現場では保健師、助産師、看護師といった方が活躍されていますので、そういう人との連携をどう図ればうまくいったのかとか、といったことをもっと研究して、よりきめ細かい災害対応ができるように働きかけていきたいと思っています。

もう一つが、地域における男女共同参画が進んでいけば、地域で女性が普通にこういうものがないから困っていると言えたり、または、避難所運営に当たっている男性が、困っていることはあるかと女性に配慮して聞いたりするなど、男女が同じように会議の場でいろいろな意見を交わせるという環境があれば、問題は少しでも解消できたのではないかという思いがあります。普段からの地域における男女共同参画を、今回の教訓を糧に進めていきたいということと、いざ何かあってから足りなかったでは困りますので、普段からの防災対応において男女共同参画の視点がきちんと入って、取組が進むように、しっかりと働きかけていきたいと思っています。

○鹿嶋会長 男女共同参画の視点を踏まえた防災対応を吉田補佐から熱く語って

もらいました。

中越地震とか阪神・淡路大震災を踏まえて、国の対応も大分きめ細かくなったという印象を持ちましたが、この資料 1、資料 2 も含めて今の説明に対する御意見、質問があれば受けたいと思います。

○畠中委員 避難所の設置運営というのは市町村の仕事ですね。国は何か基準を決めているのですか。例えば厚生労働省で決めているとか、補助金を出しているとか、そういうものはあるのですか。

○吉田補佐 厚生労働省の方で避難所の運営等に関してお金の面でも支援するための枠組みはあると思います。どういう基準があるかというのは、承知していませんけれども、市町村の方もそういうものをサポートするとか、避難所はここですよというのを決めるということはあるのですが、実際の運営という面になると市町村がこうしろ、ああしろではなくて、自治会ですとか学校の場合であれば校長先生ですとか、そういった人が中心になって運営をしていると聞いております。

○畠中委員 基準とか補助金などがあれば、その要件として、粉ミルクや離乳食の準備等を入れてもらえばいいのです。もしそういうものがなければ市町村に対するお願いしかないのですが、1,700 もの市町村に、それを一々お願いするのですか。

○吉田補佐 平成 20 年に全国都道府県知事会の方で男女共同参画をやっているところがありまして、そこの方で全国の市町村も含めて実際に防災というのがどういうふうになっているのか、男女共同参画の視点からの災害対応がどうなっているかというのを悉皆調査してまとめたものがありますので、そういったものも踏まえながら我々の方もどうやっていくのかとか、都道府県の知事会は力を持っていますので、そういったところと連携しながら、もう一度調査の中で取組を進めていくことができないかとか、そういったことも勉強していきたいと思います。

○畠中委員 大変結構なことだと思いますので、これを実現するためにはどのような行政上の手段があるかということの内閣府でも検討されて、実効性のある対策が講じられるようにしてください。

○吉田補佐 ありがとうございます。

○鹿嶋会長 是非その辺りも勉強してください。ほかに御意見ありますか。

○岡本委員 とてもいろいろなことを把握されて、対応されているなということを改めて思いました。私たち連合でも震災以降、すぐに毎週 300 人規模でいまだにボランティアを 3 県に出しているのですけれども、最初の頃は力仕事が多くて、もちろんいまだにそれはあるのですが、女性がボランティアに行くときに私たちも何ができるか考えて、一番喜ばれたのは浴室の管理や見回りだったのです。そういったことを行ってみると気が付くことがありますので、本当にこういうきめ細かなことをやっていただいていることに感謝申し上げたいと思いますし、先ほどお話にありましたけれども、これから DV の対策がとても重要になると思いますので、専門家

の方をどれだけ派遣するか、要員のことも含めて大変だと思うのですが、是非しっかりとやっていただきたいと思います。

いまだに毎日のように震度3以上の地震が何回も起こっている中で、お子さんたちがお母さんからずっと離れないみたいな状況になっていて、お母さんたちもそのことでまたストレスになっているようなこともよく聞くのですけれども、子どもたちに対してどうやってこれからメンタルケアできるか。子どもたちが笑顔になれば両親も笑顔になるというふうによく言われますが、そういったことの対策もやっていただきたいと思いますし、以前、この会議がポジティブ・アクションの会議で防災会議に女性の委員がないか、少ないではないかという話がありましたけれども、是非こういったことでの取組とか意見を防災会議等にもしっかりと伝えていただきたいと思います。当たり前のことかもしれませんが、様々な取組をよくやっていただいてありがたいと思います。

○吉田補佐 防災会議の話が出ましたので、例えば今、中央防災会議ですと25人議員がいて、女性議員が1人しかいないですとか、復興構想会議なんかも法律に基づいてつくられることに最近になりましたが、そこも委員が15人いて女性委員は1人しかいないですとか、なかなか女性の参画というのが実現できていないところです。ただ、我々もそれはそれで男女共同参画の視点からどういうことができるか研究して、男女共同参画の視点からの取組を盛り込んでもらえるように打ち出していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○鹿嶋会長 松下委員、どうぞ。

○松下委員 昨日、「視点・論点」という朝4時からのNHKの番組で、もりおか女性センターの田端八重子センター長がいろいろなお話をされました。その前にも私は福島と岩手の女性関連施設の方のお話を直接聞いたのですけれども、今、「一致団結」とか「絆」とか「家族」というキーワードがすごく大事にされているそうです。そのこと自体には反対も何もなく、大事なことだとは思っていますけれども、被災という状況の中で、女性が物が言いにくい、「わがままを言ってはいけない」と自分たちの気持ちをなかなか表しにくいという現状があり、すごく問題だと思っています。

私の住む静岡市では以前から東海地震が起こると言っていて、防災に取り組んでいます。防災会議には女性も入っていますけれども、委員は45人のうち、女性は4人です。しかも、私がまだ一番若い女性委員です。子育て中の女性が入るなど、いろいろな立場の多様な女性が入ってほしいと思っています。また、会議ではなかなか発言する機会もなく、行政の説明に終始しています。今度のことがあって、臆せず積極的に発言していかなくてはと思ったところです。

今回、私が属している全国女性会館協議会では、女性関連施設が行う女性への支援に特化して募金活動を行いました。第一次締切りまではすごく短かったので、集

まったのは180万円ほどでしたけれども、申請のあった盛岡市、岩手県、福島県の団体にわずかずつですが助成させていただきました。6月30日、今日が第二次の締切りなのですが、状況を見ながら今後も募金を継続していくことになりそうです。

また別の話になりますが、6月11日に「災害・復興と男女共同参画」という大きなシンポジウムが日本学術会議でありました。様々な立場の女性がいろいろな意見を出していますので、内閣府でもその声を酌み取って進めていただけたらと思います。

○鹿嶋会長 吉田補佐からコメントありますか。

○吉田補佐 我々も本当に女性団体ですとか、6.11シンポジウム実行委員長の先生からも話を伺いながら勉強させていただいております。また、シンポジウムでは、本当に政治的な「うねり」をつくっていかなければいけないと言われており、そういった政治の方でのうねりに合わせて、我々も知恵をできるだけ絞りながら頑張っていきたいと思っております。

全国女性会館協議会とも連携をしながら、男女共同参画センターでどういうふうに活動しているか、どういうものがよかったかというものをできるだけ抽出して広めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○鹿嶋会長 家本委員、どうぞ。

○家本委員 大分時間が経ってしまっている中で取組を進められているところもあるので、最初の頃という意味では是非今後の参考にしていただければと思うのですが、結構我々の会社でたくさん被災地に送ったものの中で現地で反応があったのが、情報の収集の方法について、もちろん壁新聞の話とか、メモでいろいろ回されたりとか、掲示板を活用されたりという話がある中で、パソコンは取りあえず電気の問題もあるしパソコンも流されてしまったということで、普通にウェブサイトを見たりして情報を収集するという手段は避難所でほとんど使えなかった。ただ、携帯電話に関しては比較的通信事業者が早い段階で頑張っって移動車を持って行かれたため、携帯電話での情報の収集については、一部の地域を除いて結構早い段階でどんどんできた。

デマの問題とかツイッター、ウェブサイトの中でありもしないことをいろいろ書かれたりという中で、ダイレクトにデマの情報を携帯で見たときに、PCのサイトでそれを打ち消すようなメッセージがあっても、なかなかそれは届きにくいので、ダイレクトにそれが携帯のサイトでそれがデマであることがきちんと、それがデマであるということは実はなかなか言いにくいのですけれども、我々も例えばインターネットプロバイダの世界の中で、デマの扱いについてどうするかというのはすごい議論をしたわけなのですが、もう少し携帯電話のサイトの活用というのは是非被災地向けに、今般特にこういう状況の中でということを見ると、今後の取組にかしていただけるとありがたいと思っております。

特に子育て中の方たちの話を聞いた中で、もちろん壁新聞とか掲示板などを見に行かれるし、その話は聞くのだけれども、小さいお子さんをお持ちの方はなかなか動きがとりにくいというケースの場合でも、手元に携帯電話はあるのですという話はいろいろ聞いたので、うまくその辺も活用される話に今後つながるといいなど、ちょっと小さなテクニックの話しですけれども、感じております。

○鹿嶋会長 大谷委員、どうぞ。

○大谷委員 暴力の点ですが、先ほど岡本委員もおっしゃったように、今後、暴力のことは我々弁護士も大変心配しています。実は今、電話相談で法律的な問題を含む場合は弁護士の方に回してつないでいただくという対応体制をとっていただいているかと思うのですけれども、担当で控えている弁護士に、実は余り相談が無い。もちろんその前の相談段階のところでは対応が済んでいるからということも考えられるのですが、ただ、1つにはやはり電話相談というのが特に暴力、DVにしても性犯罪にしても相談しにくいという現状があるのではないかと。では、避難所を回るという相談形式ですけれども、その場合であっても何か囲いがあって、ここで相談をやっていますと言っても、実際には避難所にいる方の目があって、なかなかその場での相談というのは行きにくいのではないかと。今後仮設住宅に入れば入るほど、あるいは被災住宅に戻られる方たちの暴力というのが、目に見えにくくなるのではないかとこの心配があります。

そこでお尋ねしたいのは、現在、電話相談等で我々弁護士のところまで事例としては上がってこないけれども、実際に暴力の相談というのがあるのかないのか、件数の集約などをやっていらっしゃるかどうかが。我々は今後、特にストレス等で増えていこうと思っているのですけれども、それが単なる杞憂なのか。あるけれども、出てきていない状況があるとすれば、どんな方法なら今度吸い上げていけるのかということをお我々の方も考えていかなければいけないので、その辺りについての現状を何か分析していらっしゃったら教えていただきたいと思っております。

○岡島局長 担当がないので詳しい数字が今、手元にありませんが、暴力の相談はあると認識しています。電話相談で言いにくい部分もありますので、巡回相談をやっていただいております。岩手でやっている事例をお聞きしますと、確かに行って最初に行ったところでは余りいろいろな御相談はないのだけれども、何度か繰り返して行くうちに、またという話で、だんだん本音が出てくるということですので、顔を見ながら親しくなっていくということが大事なのではないかと。今やっている事業をできるだけ続けていければと思っております。

阪神・淡路大震災の時の話を伺いますと、発災直後というのは皆さん緊張もしていますし、周りの目もありますのでDV的なものがそれほど起きてこない。ところが、長くなるにつれてだんだんストレスが高まって多くなる。仮設住宅に入ってからには本当に人の目がなくなるので、より深刻になって、むしろそれからが増えて

いくという話を伺っているところでございますので、その辺りは私どもも気を付けていかなければならないと思っているところでございます。

○鹿嶋会長 続きまして、議題の4つ目、今後の監視専門調査会としての議論の進め方です。その件について皆さんと協議をしたいと思えます。

議論の1つの資料として、私と事務局で協議しまして作成した案を用意しておりますので、まず事務局に資料の説明をお願いします。

○江原補佐 それでは、資料4について御説明申し上げます。

1 ページ1つ目の項目、監視専門調査会における監視対象としましては、(1)の第3次男女共同参画基本計画に盛り込まれた施策のフォローアップ及び(2)の女子差別撤廃委員会の最終見解での指摘事項のフォローアップの2つがあることにつきましては、第1回会合におきまして御説明申し上げたとおりでございます。

(1)の下に注がございます。この注ですが、基本計画は平成12年の策定以来、5年おきに見直しが見直しがされておきまして、現在の3次計画におきましても平成27年12月頃に改定が行われるのではないかと考えております。

(2)の注でございますが、女子差別撤廃委員会の最終見解のフォローアップにつきましては、委員会から次回の定期報告を平成26年7月に提出するように求められております。そこで、この監視専門調査会におきまして今後の議論の進め方を検討するに当たりましては、基本計画の改定時期や女子差別撤廃委員会の定期報告の提出時期に十分留意する必要があると考えられることから注記しております。

続きまして2つ目の項目でございますが、監視専門調査会の報告が予定されているものについてです。これは基本計画及び女子差別撤廃委員会の最終見解のフォローアップ手法の1つとして、考えられているものを3つ記載しております。

1つ目、基本計画に盛り込まれた成果目標及び参考指標につきましては、監視専門調査会が開催される度に最新の状況に改訂したものを、資料としてお配りさせていただきます。

(2)の年次報告、男女共同参画関係予算につきましては、今回の会合のように毎年6月頃の報告を予定しております。

(3)の男女共同参画の形成の促進に関する施策についての苦情内容等の把握につきましては、次回の第4回会合での御報告を予定しておりますが、毎年7月頃を予定しております。

最後に3つ目の項目でございますが、1番のポイントになる部分でございますけれども、当面の監視対象事項について御説明申し上げます。この点につきましては様々な案が考えられるところですが、会長と御相談させていただきまして、本日1つの案をお示しさせていただきました。

皆様のお手元でございます、ピンクの「参考資料」の一番上にあります3次計画の3ページをご覧くださいと思います。そこに3としまして「今後取り組むべ

き喫緊の課題」というものが書いてございます。これは本文に書いてありますとおり、今後5年間の計画期間において取り組む課題のうち、特に早急に対応すべき課題とされております。

その下に①～④まで喫緊の課題が書かれております。そのうち①の実効性のある積極的改善措置、ポジティブ・アクションの推進につきましては、前回の会合におきまして御審議いただいたところでございます。

また、④の推進体制の強化につきましては、今まさに監視専門調査会において御議論をお願いしておりますとおり、体制の問題でございますので、ここで御議論いただくものとは違う性質のものでございます。

したがいまして、②の「より多様な生き方を可能にする社会システムの実現」及び③の「雇用・セーフティネットの再構築」というのが、喫緊の課題として特に早急に対応すべき課題であると考えられます。

今後の監視専門調査会におきます議論といたしましては②と③、順番といたしましては③がより具体的で、かつ、②と比べますと対象分野が比較的限定されておりますので、③の「雇用・セーフティネットの再構築」にまず取り組みまして、その後②の「より多様な生き方を可能にする社会システムの実現」を監視の対象課題として、御議論いただくのはどうかと考えております。

なお、この②と③の監視に当たりましては、女子差別撤廃委員会の最終見解での指摘事項及び基本計画の2ページに2としまして第3次基本計画において改めて強調している視点という形で、①～⑤まで強調している視点がございますから、こういった内容についても関連する範囲内で監視を行うことにしてはどうかというのが、案の考え方でございます。

まとめますと、基本計画の基本的な方針として特に早急に対応すべき課題とされている③、②を取り上げる。この課題の監視に当たりましては女子差別撤廃委員会の最終見解や、基本計画で強調している視点というものも、関連する範囲で併せて監視するというところでございます。

先ほど当局の方から報告しました男女共同参画の視点からの防災対応につきましても、東日本大震災の発生によりまして喫緊の課題となっております。この課題につきましては現在進行中の案件でもございますことから、状況が落ち着いた段階で監視専門調査会での進捗状況等を勘案しつつ、検討することとしてはどうかと考えております。

私からの説明は以上でございます。

○鹿嶋会長 第3次基本計画の重点分野は15項目もあります。どこをどう監視していくかというのはいろいろな議論があると思うのですが、私と事務局の案としては今、事務局の方からお示ししたように基本計画の2ページ、3ページ、特に3ページは喫緊の課題ということで政府が策定した基本計画を、まず当面の監視の対象

にしていこうということでございます。

改めて強調した点というのももちろんあるわけですが、まずは喫緊の課題の中での②、③、雇用の問題、より多様な生き方を可能にする社会システムの問題を監視の対象にしていきたい。

当然のことながら、東日本大震災の問題もあるわけですが、もう少し進捗状況を見まして、その後ぐらいにと考えているわけですが、そのような考え方について御意見があればお聞きしたいと思います。もっとこちらの方を先にやった方がいいのではないかとというようなことがもしあればお伺いしたいと思います。どうでしょうか。

喫緊の課題もかなり難しいテーマです。より多様な生き方を可能にする社会のシステムの監視も非常に難しいテーマになってまいります。この辺りの監視の仕方を議論しながら、今後各担当府省から説明を求めていくこととなります。

○岡本委員 私はこれでいいのかなと思います。特に税と社会保障制度改革の議論もどういふふうに進んでいくのかまだ分かりませんが、議論されていますし、内閣府でも私は委員をやっていますが、子ども・子育て新システムで待機児童の問題をやったり、パート労働法もこれから議論になっていくのだらうと思いますので、そうした審議会での議論の状況などをきちんとこちらでも把握していくことは大事であると思っています。

○原田委員 雇用・セーフティネットの再構築とか、より多様な生き方を可能にする社会システムの実現を具体的にどうするかと考えたときに、「監視」と言うと、「ここを監視して、これをやめなさい。」というイメージになるのですけれども、そういうことのできるのか分からない感じがあります。

女性に対するあらゆる暴力の根絶というのは、そういうことはやめなさいと言って、もちろん、被災地とかそういうところで男性がストレスを生まれないように、雇用をつくるとか、そういう社会政策も必要なのだと思いますが、暴力を振るっている人がいたらやめなさいと言って監視するというのは分かりやすい。しかし、雇用・セーフティネットの再構築等をどうやって監視するのかというと、監視ではなくて多様な政策問題のような気がします。要するに必要な政策をとるように行政機関を監視するというか、勧告するということなのでしょう。

○稼農調査官 今回テーマが大きな項目なのでちょっと分かりにくいかなと思いますが、例えば雇用・セーフティネットで言いますと、第3次基本計画の第4分野というところがございます。31 ページをお開きいただければと思います。これは閣議決定をした計画でございます。まず基本的な考え方というものがございます。次に33 ページを見ていただきますと、この基本的考え方に沿って今後5年間、各省庁、右に担当省庁欄というものがございますが、こういうことをやっという閣議決定を3次計画でいたしておりますので、この監視専門調査会の1つの大

きなねらいといたしますか、設置趣旨といたしますか、この閣議決定した施策がどう進捗しているか、遅れていないかとか、そういったことについてチェックをしていたら、監視をしていただくというのが第一の目的でございます。

会長から先ほど、今後の監視に当たりましてまず喫緊の課題というところから監視を当面始めていくということではいかがでしょうかということをおっしゃっていただいたところでございます。

数値目標につきましては先ほど、中垣課長からも説明しましたが、そのフォローを毎回の専門調査会において資料でお示ししております。その数字もチェックをしていただきながら、書いてある施策がその時々でどこまで進捗しているのかをチェックしていただく。これにチェックがついていくようなイメージかなと思います。

ただ、これから委員の皆様にも、いろいろとスケジュールや各省ヒアリング、場合によってはいろいろな方、有識者に聞くとか、御意見をいただきながら組み立てていくことになろうかと思いますが、まずは12月に計画ができたばかりでございますので、各省庁にとってもこれから取り組むというところもございまして、この重点分野についてこれからどういった施策に取り組もうとしているのか、あるいはもう取り組んでいるところがありますとか、そういったことをまずヒアリングするようなイメージかなと考えております。

○鹿嶋会長 要するに計画が閣議決定されたものですので、監視をしていく拠り所はこの計画なのです。

○稼農調査官 もう一点、法律的な枠組みについて説明します。ピンクのファイルの一番後ろにあるパンフレットの45ページをお開きください。基本法の22条ですが、第4号で、「政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視する」というのが男女共同参画会議の任務になってございます。その会議の下の監視専門調査会となります。「監視し、及び政府の施策が男女共同参画の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、関係各大臣に対し、意見を述べる」というのが男女共同参画会議の任務となっておりますので、そういった権限的なところもあるというところでございます。

○鹿嶋会長 御理解いただけましたでしょうか。ただ、先ほど事務局から説明があったように、まだスタートしたばかりですので、果たしてここに書いてあるとおりの結果がすでに出ているかということ、そういうところまでは行っていないのが実態だと思います。ただそうであっても監視することは大変重要であって、例えば取組の方向性をきちんと各府省から示してもらおうとか、そういう形で監視をとにかくスタートしたい。そして取りあえずは喫緊の課題からスタートしていきたいというのが、私と事務局の考えです。

何か御意見などあるでしょうか。

○大谷委員 実は私も同じく監視の意味について御質問をしようと思っていたの

ですが、今のやりとりで大分クリアにさせていただきました。先ほどからお話が出ていましたとおり、計画ができたばかりで、私がイメージしていた監視というのは、数値が実際に目標に向かって出ているかどうかというのをある時点で見、もし余り成果が出ていないのであればその原因は何かとか、そういうところもこの監視専門調査会で議論すべきところなのかなと思っていました。

ただ、その数値が出ているかどうかには当たっては最初の施策の計画の実行のところ、その方向性がうまくなければ結果は出てこないわけで、それをまず12月にできたとはいえ、既に取り組みされているものをその方向性でよいのかどうかというところを私どもはお聞きして、意見があれば述べさせていただくということなのかなと理解をしていたのです。

また、それを通じてこの調査会の議事録というのは公開されていると思いますので、実際にこの計画についてどのような実行がなされているかということ、国民の方に、言わば代表して監視してお知らせするという役割かなと思っていました。

その関係で言いますと、例えば今日いただいた資料4の最後の3の一番下のところでは、①実効性のある積極的改善措置の推進については実施済みとなっているのですが、前回、前々回に御議論をいただいたと思うのですけれども、それで実施済みということになるのか、また、毎回数値は出していただけたということだったのですが、改めてどこかの段階で、この間は本当に最初だったと思いますので、そういう機会があるのか、それとも今後このように1個ずつこれでやった、終わりというふうに進んでいくのか御質問申し上げたいところです。

また、ここで述べたところが各省庁から例えばヒアリングさせていただいたときに、各省庁の取組にフィードバックされるような仕組みになっているのかということ、理解させていただきたいと思っております。

私はテーマの選定としては計画の中で喫緊とおっしゃっているので、それを取り上げることに賛成いたします。

○鹿嶋会長 まず、フィードバックの方法ですけれども、それについては男女共同参画会議を通じて専門調査会の意見を伝え、各大臣から府省に下ろしてもらうというのがフィードバックの1つの方法です。

実施済みという問題ですけれども、ポジティブ・アクションにつきましてはまだ基本問題・影響調査専門調査会のワーキング・グループで議論している段階ですので、そういうところも含めまして何らかの成果が出た段階で、もう一度ここに持ってくる可能性はあると思います。

ただ、過去のものすべてを蒸し返せるかということ、時間的な制約がある中では、それは不可能です。

方向性が間違っているかどうかということなのですが、すでに閣議決定したものを方向性が間違っていると監視は、實際上、難しいと思っております。今後、

仮にそういうものが出てくるとしたら、当然言っていたきたいと思うのですけれども、ただ、個人的にはすでに答申したものはこの計画に反映されており、言葉を変えれば私どもがずっと議論してきたことがこの中に入っているということですので、急に方向性が間違っているかどうかという議論に入ったりするのは難しいのではないかと考えております。

○大谷委員 間違っているという言葉が強かったようで、そういう趣旨ではなかったのですが、例えばここは足りないのではないかとか、そういう御意見をここで申し上げることがどういう形で活かしていただけるのかという趣旨でした。

ここは調査会なので、親会である男女共同参画会議を通じてという構造的なことはよく理解できるのですが、ここの委員になってまだ日が浅いのでよく分かっていないのですけれども、具体的に例えばここで何かを申し上げたいと言ったときに、文書として親会議を通じてということになるのでしょうか。あるいはここでヒアリングしたときにこちらで個別に申し上げていることが、事実上はフィードバックされていると理解していいのかという点はいかがでしょうか。

○鹿嶋会長 ここで議論したことを、そっくりそのまま文書にするということはないと思うのですけれども、私たちの意見は参画会議に上げるものもあるわけですが、それがどういう書き方になるかはその都度私どもで検討しなくてはなりませんけれども、それを基にして参画会議で説明し、担当大臣を通じて各府省の皆さんに落していくという手法は、当初からずっと取ってきた手法です。それは多分、参画会議をうまく運営するための1つの知恵だろうとっております。

疑問点などはこの専門調査会の中でどんどん言っていた方がいいと思うのです。各府省がどういう施策をどのように展開しているのかを監視していくわけですから、疑問点は是非出していただいて、おかしければ参画会議でおかしいと言っていくこととなります。方向性さえ間違っていなければいろいろな議論の仕方ができると思うので、この専門調査会は「監視」といういかめしい名前になっておりますけれども、それだけ影響力を持っているわけです。そのためにも是非活発な議論をしていきたいと思っております。

○二宮委員 この第3次基本計画の監視ということで、恐らく資料4の1(1)に挙がっています平成27年12月頃に、第4次基本計画という形ででき上がるということであれば、この第15分野に当たる部分について、27年の前段階に第3次基本計画の総括があると思うのですけれども、その段階までには一通り監視を行うということですか。それとも今回のところがメインであって、抜け落ちる部分もあり得るということなのですか。

○江原補佐 資料4の1の注記の説明で、更に具体的に申し上げなかったのですが、第4次男女共同参画基本計画策定が平成27年12月頃に仮にされるとすると、その前段階で今、二宮先生がおっしゃったように一通り基本計画の重要分野については、

最終的なフォローアップをする必要があると考えております。

同じく(2)の女子差別撤廃委員会の最終見解における指摘事項のフォローアップにつきましても、平成 26 年 7 月に定期報告を提出するというごさいますので、この前の段階で最終的な総括的なフォローアップをすることになろうと考えております。

その 2 つのフォローアップのほかに、この監視専門調査会においてどのような課題を監視していくのかということで、当面どのように御議論いただくかということ資料 4 でお示しさせていただいた次第でございます。

○鹿嶋会長 平成 27 年 12 月頃に第 4 次基本計画が多分閣議決定されるのですが、それに向けてのフォローアップはまたきちんと組んでやるわけで、その際は全分野をやることとなります。ただ、今回はそれではなくて、その中で重点的なものを監視していくということなので、取りあえず今、申し上げましたように喫緊の課題を監視していきたいというのが今日の趣旨なのです。第 4 次基本計画に向けたフォローアップは、もう少し先の段階で始まることとなります。

○二宮委員 それとの関連で、個人的に興味のある分野になるのですけれども、第 15 分野でいわゆる成果目標として、この基本計画で言う 111 ページですが、平成 27 年を期限とするミレニアム開発目標というものが挙がっていて、達成に努めるとあります。努めるという表現で具体的に数値とか挙がっていないので、実現するかどうかは別の話なのですけれども、例えば今 ODA などでもかなり減少傾向にあって、監視すると言っても例えば 27 年ぎりぎりになって意見を申し上げてもあまり変わらないだろうと思われまます。そういう意味でこういう減少傾向にある状況の中で、この監視専門委員会などが仮にこの 15 分野で達成に努めると言っているけれども、ODA などは削減状況にあるのだとすれば、それはなるべく早い段階で改善する監視の勧告を出す必要が、本来はあるのではないかという気がします。

○鹿嶋会長 分かりました。

そのほかにはよろしいでしょうか。畠中委員、どうぞ。

○畠中委員 先ほど原田先生からどうやって監視するのだという御質問があつて、稼農調査官からお答えがあつたと思うのですが、主として各省を呼んで話を聞いて、何でできないのだということを議論することだと思ふのですけれども、日本人というのは外圧に弱いのです。外圧を利用しろというわけではないのですが、国際的な動向を把握しておく必要があるということです。どうしてできないのか、外国ではどうしているのか、外国でできて日本でできないのはどういうわけかということで、内閣府の男女共同参画局で十分やっておられると思ふのですけれども、外国の動向把握をする。場合によっては職員が海外調査に行くことも必要ではなからうかと思ふていますので、よろしくお願ひします。

○鹿嶋会長 ほかにはいいですか。今回のこの 2 つのテーマの期間を説明した方が

いいですか。喫緊の課題として2テーマ挙げていますね。それについて大体どのぐらいの目安でやりたいということが分かれば大まかに説明してください。

○中垣調査課長 これも実際に進めていく中でということなると思うのですけれども、大体1つのテーマを1シーズンといいますか、四半期ぐらいでやっていく、会議自体は大変御負担になろうかと思えますけれども、月に1回ぐらいの開催の中で、四半期ごとに1つのテーマをやっていくことを考えてはどうかと思っております。

○鹿嶋会長 多分、今年の秋は雇用・セーフティネットの問題。来年に入ると多様な生き方ですね。その次に、個人的な感想ですけれども、大震災の問題が入ってきます。そうこうするうちに第4次の計画に向けた、答申に向けたタスクフォースが組まれます。そして全分野のフォローアップが始まりますが、その前にどのぐらいまでいけるか、なのですが、大体今、事務局が言ったように四半期1テーマぐらいで監視を進めていきたいということで、そのためにはこの会議が頻繁に開かれることになる。今のところは月1ぐらいで考えていますが、そういう回答でよろしいですか。何か質問、疑問はありますか。ないようであれば今、議論したような中で、当面、監視を進めていきたいと思えます。

次回会合でより具体的な案を事務局と協議して作成し、皆さんにお示しをしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

今日の会議の協議はこれで全部終了しましたが、事務局の方から何かあればお願いいたします。

○江原補佐 本日は御熱心に御協議いただきまして、ありがとうございます。議事要旨につきましては会長の御確認後、速やかに公表させていただきます。議事録につきましては事務局が作成したものを本日御出席の委員の皆様を確認していただき、会長の御確認後、公表させていただきますので、よろしく申し上げます。

次回の監視専門調査会でございますが、7月22日金曜日の午後5時から午後6時半までの間に行うことを予定しております。場所につきましては本日と同じ永田町合同庁舎共用第1会議室で行いますのでよろしく申し上げます。詳細につきましてはまた別途御連絡させていただきます。

以上でございます。

○鹿嶋会長 それでは、これで第3回監視専門調査会を終了します。どうもありがとうございました。